第22期第15回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

- 日 時 令和5年7月24日(月)13時40分~14時20分 1
- 2 場 くしろ水産センター3F 大会議室 所
- 出席委員 川崎一好 柳谷法司 上野 仁 後藤義勝 石川和男 北島千也 3 神山久典 秋森新二 中村純也 西田達雄 山﨑貞夫 近藤龍洋 (欠席委員:亀田元教 中村喜美雄)
- 事務局 佐々木事務局長 山方主任 田中主事 曽谷主事 4
- 臨席者 釧路総合振興局 武蔵水産課長 服部漁業管理係長、中村技師 5 十勝総合振興局 小川水産課長
- 議事事項 6
 - 議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間 について (答申)
 - 議案第2号 海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について (答申)
 - 釧路十勝海区漁場計画(第15次定置漁業権) (素案) について 議案第3号
 - 釧路十勝海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する 議案第4号 規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する釧路 十勝海区漁業調整委員会規程の制定について
 - 議案第5号 北海道情報公開条例の施行に関する釧路十勝海区漁業調整委員会 規程の一部改正について

報告事項 7

- (1) 釧路十勝海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について
- (2) 釧路十勝海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について
- 8 その他
 - (1) 全国海区漁業調整委員会連合会委員表彰(一般表彰)について
- 9 議事の経過
 - (1) 開

事務局

只今から、第22期第15回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催します。 開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶申し上げます。

(2) 会長挨拶

会長

委員会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとう ございます。

また、本日は公務ご多忙の中、釧路及び十勝総合振興局の水産課長を はじめ、担当者の方々にご臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

7月も終わりに近づき、まもなく秋さけ漁が始まります。

釧路管内の来遊予想については、昨年よりは若干良いようですが、 厳しい状態がまだ続くのではないかと思われます。

いわし漁については、十勝も含めまして良いようです。 本日の案件については、議事事項5件、報告事項2件、その他1件となっております。

慎重な御審議をよろしくお願いします。

(3) 出席人員報告

事務局

この後の会議進行は、川崎会長にお願い致します。

会 長

出席人員を報告いたします。

委員総数 14 名中、出席委員は 12 名であり、過半数に達しております ので、本委員会は成立いたします。

(4) 議事録署名委員の選出

会 長

次に、議録署名委員につきまして、委員会規程第7条の規定によりまして、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名は、近藤委員と石川委員にお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

(5) 議事の経過

会 長

それでは、議事事項に入ります。

議案第1号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間 について」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号について、ご説明いたします。

今回の案件としましては、十勝総合振興局所管のつぶかご漁業、北海道漁業管理課所管のいか釣り漁業(北海道沖合海域)(道外者)について、知事より諮問がありましたので、ご審議いただくものです。

内容につきましては、振興局からご説明いたします。

十勝振興 局小川課 長

十勝管内沖合海域におけるつぶかご漁業については、令和5年10月3 1日で有効期間が満了するため、許可の更新にあたり諮問するものです。 資料1をご覧ください。

2頁目には、この漁業の制限措置並びに申請すべき期間を記載しております。この資料は道のホームページに掲載することとしております。

制限措置の内容につきましては、漁業種類、操業区域、漁業時期、許可 又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数、漁業を営む者の資 格を規定しており、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については、 資源状況や関係者の意見を踏まえ、設定しております。

また、申請すべき期間については、漁業調整規則に基づき、1箇月を下回らないよう設定しております。

以上で私からの説明を終了します。

釧路振興 局服部係 長

次に、漁業管理課所管のいか釣り漁業(北海道沖合海域、道外者)について、説明します。

資料1の5頁目をご覧ください。

この漁業については、従前の許可の有効期間満了に伴い、新規の許可に あたり、制限措置の内容及び申請すべき期間に関して、本年3月14日開 催の当委員会に諮問、了承されたところです。

今般、青森県から北海道知事に対して、新規着業に係る追加公示の依頼

があり、改めて制限措置の内容及び申請すべき期間について、諮問させていただいたものです。御審議くださいますようよろしくお願いします。

会 長

只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員

(な し)

会 長

それでは、議案第1号の諮問内容について、適当であることを北海道知事に答申することとします。

次に、議案第2号「海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第2号について、説明いたします。

資料2-1をご覧ください。このたび、令和5年7月20日付けで、北海道知事より釧路十勝海区漁場計画(第8次共同漁業権、第15次区画漁業権)の免許申請について、漁業法第70条の規定により諮問がありました。

内容は、漁業法第69条第1項の規定により海面共同、区画漁業に係る 免許申請があったことから、同法第70条の規定により海区委員会の意見 を聴くものです。

2ページ~11ページに免許申請一覧を添付しております。

今回ご審議いただくのは、令和5年5月31日付け北海道告示 第10853号で告示された、釧路十勝海区漁場計画に係る海面共同、区 画漁業の免許申請についてです。

告示された41件の漁場に対し、共同漁業権、区画漁業権の団体漁業権 に各1件、計41件の免許申請がありました。

道の書類審査では、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請されているとのことです。

また、免許申請一覧表の下段に記載されておりますが、申請書類等から、いずれの申請も漁業法第71条第1項各号の免許をしない場合には該当しないと考えられております。

個別審査の前に、免許申請時における海区漁業調整委員会の役割をご説明いたします。資料2-2をご覧ください。

1つ目の「○」として、免許申請があった場合は、知事は「適格性を有しない者」及び「免許をしない場合」に該当するか否かを海区漁業調整委員会に意見を聞くこととされております。

2つ目の「○」として、海区委員会では、申請者が同法第72条第1項の「適格性を有しない者」及び同法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否かに関して、申請のあった漁場番号毎に審議することとなります。

なお、これに該当する旨を知事に対し、意見を述べようとするときは、 当該申請者から公開による意見聴取をした上で、この旨の意見を述べるこ ととなります。

次に審査する内容ですが、

(一) 免許をしない場合に該当するのは、1号から4号までございます。

第1号は、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合

第2号は、公示した海区漁場計画と異なる申請の場合

第3号は、その漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき

第4号は、免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合

又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がない場合

となっております。

(二) 適格性を有しない者ですが、第1項と第2項があり、

第1項は、個別漁業権の場合で、今回は団体漁業権のみの申請ため、該当しません。

第2項は、団体漁業権の適格性を有する漁業協同組合が規定されており、「関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であって、団体漁業権の種類に応じ、各号に定める」とされ、

第1号は継続に係る区画漁業権の適格性で、当該漁業を営む者の世帯数のうち、関係地区内の組合員の世帯数が3分の2以上である場合。簡単に説明すると、員外者の世帯数が3分の1以上だと「適格性なし」ということになります。

第2号は、共同漁業権及び新規の区画漁業権の場合で、沿岸漁業を営む者の世帯数のうち、組合員の世帯数が3分の2以上である場合。これも簡単に説明すると、員外者の世帯数が3分の1以上だと「適格性なし」ということになります。

説明は以上ですが、繰り返しとなりますが、

海区委員会では、申請者が漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否か、また、漁業法第72条の「適格性を有しない者」に該当するか否か、資料2-3審査調書により、漁場番号毎に申請者1件ずつ、ご審議いただきたいと思います。

それでは川崎会長の進行によりまして、漁場番号毎の申請者1件ずつ審議をして頂きたいと思いますが、この審議に対しましては、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び72条の「免許の適格性を有しない者」について、「該当する」または「該当しない」とハッキリと発言をして頂きたいと思いますので、宜しくお願い致します。

会 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はございますか。

(な し)

会 長 それでは審議に入ります。

資料2-3の審査調書の順番に、1件ずつ審査して参ります。

なお、審議に当たり、第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」について、申請者が「該当する」又は「該当しない」とハッキリ発言願います。

まず、共同漁業の釧海共第1号に係る浜中漁協の申請について、「免許 しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会長 釧海共第2号に係る散布漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第3号に係る厚岸漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

会 長 釧海共第4号に係る昆布森漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第5号に係る釧路市漁協ほか1名の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第6号に係る白糠漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第7号に係る浜中漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第8号に係る散布漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第9号に係る厚岸漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第10号に係る昆布森漁協の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第11号に係る釧路市漁協ほか1名の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第12号に係る白糠漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第13号に係る浜中漁協の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

会 長 釧海共第14号に係る散布漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第15号に係る厚岸漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会長 釧海共第16号に係る昆布森漁協の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会長 釧海共第17号に係る釧路市漁協ほか1名の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第18号に係る白糠漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧海共第19号に係る釧路市漁協ほか6名の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第1号に係る大津漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第2号に係る大樹漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第3号に係る広尾漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第4号に係る大津漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

会 長 十海共第5号に係る大樹漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第6号に係る広尾漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第7号に係る大津漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第8号に係る大樹漁協の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第9号に係る広尾漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第10号に係る大津漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第11号に係る大樹漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第12号に係る広尾漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 十海共第13号に係る広尾漁協ほか2名の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 4頁の区画漁業に関して、 浜中海区第1号に係る浜中漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

会 長 浜中海区第2号に係る浜中漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 厚岸海区第1号に係る厚岸漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 厚岸海区第2号に係る厚岸漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 昆海区第1号に係る昆布森漁協の申請について、「免許しない場合」、 「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会長 釧路海区第1号に係る釧路市東部漁協の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会長 釧路海区第2号に係る釧路市東部漁協の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 釧路海区第3号に係る釧路市東部漁協の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会長 豊頃海区第1号に係る大津漁協の申請について、「免許しない場合」、「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

各委員 該当しません。

会 長 それでは、全ての申請者に対して漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当するとの発言が無かったことから、全申請者について、第72条の適格性があり、また、第71条第1項の免許をしない場合には該当しないものとして知事に答申いたします。

次に、議案第3号「釧路十勝海区漁場計画(第15次定置漁業権)(素 案)について」を上程いたします。 事務局より説明願います。

事務局

釧路十勝海区漁場計画(第15次定置漁業権)(素案)について、 ご説明いたします。

草案については、6月6日に開催しました小委員会及び本委員会で協議 し、了承しております。

その後、振興局から道庁へ草案協議が行われ、その協議回答を踏まえ、 このたび、釧路・十勝の振興局から定置漁業権に係る漁場計画(素案)の 協議がありました。別添資料になります。

資料は、資料3-1は素案に係る振興局の「定置漁業権漁場計画の策定にかかる考え方」、資料3-2が釧路管内分の「漁場計画、漁場図、14次からの変更点」、資料3-3が十勝管内分の「漁場計画、漁場図、14次からの変更点」となっております。

内容につきましては、振興局から説明いたしますが、

その前に、定置に係る漁業権切替の今後のスケジュールをご説明いたし ます。

資料の一番後ろにA4の1枚もので「漁業権切替(第15次定置)スケジュール(今後の見込み)」をご覧ください。

当初は令和6年1月1日の免許を目指し進めておりましたが、漁場短縮の検討など、予定よりも遅れております。

現時点では、道庁の意向を踏まえ、令和6年2月1日の免許となるよう、進める予定です。

表は、左側が1月1日免許、右側が2月1日免許のスケジュールです。 右側の中段 R5.7.24に漁場計画素案協議というのが、先ほど開催された小委員会と本委員会となります。

振興局は、8月上旬に道庁から素案に係る協議回答を受けて、振興局最終案を作成し、海区への協議を予定しております。なお、素案から最終案に変更がない場合は、振興局最終案を道庁へ提出したあとに、直近の海区委員会で報告するという形をとらせていただきます。

8月中旬には、道庁で漁場計画原案を作成し、ホームページで利害関係者の意見聴取を行い、9月下旬には意見を取りまとめし、10月上旬に漁場計画案を策定し、海区委員会へ諮問する見込です。

これを受け、10月中に公聴会を開催し、下旬には答申する流れとなります。

道庁では10月末までに漁場計画樹立、告示し、免許申請を受けてから、12月下旬に海区委員会へ適格性の諮問される見込みです。

1月中に委員会を開催、答申し、2月1日の免許といったスケジュール となっております。

なお、あくまでも想定でございますので、今後、協議の遅れなどにより、このように行かないこともありますので、現時点での想定スケジュールということで、ご承知いただければと思います。

それでは、釧路振興局から素案に係る説明をお願いします。

釧路振興 局服部係 長 私(釧路振興局服部)から、釧路管内の漁場計画(素案)について、説明いたします。

資料3-1をご覧ください。

釧路、十勝、両振興局の「定置漁業権漁場計画の策定にかかる考え方」 でございます。

内容につきましては、草案のときと変更はございませんので、説明は割

愛させていただきます。

次に資料3-2をご覧ください。

こちらは、釧路総合振興局長から釧路十勝海区漁業調整委員会会長あて の協議文です。次の頁から素案の内容となっております。

草案から変更点はありませんが、一部、修正がありますので、ご説明いたします。

資料4頁をご覧ください。

釧路さけ定第4号(旧釧路さけ定第9号)における身網数について、草案では、2階網と表示しておりましたが、そもそも1階網ですので、修正させていただきたいと思います。

次に、漁場図について説明します。資料19頁をご覧ください。

旧釧路さけ定第2号について、枠長、枠幅を変更せず、旧釧路さけ定第3号の漁場へ移設するものですが、草案では、枠長、枠幅、沖出し距離を記載しておりませんでしたので、この度、明示させていただきました。

続きまして、20頁をご覧ください。

旧釧路さけ定第9号について、切替後、釧路さけ定第4号となる漁場ですが、枠の規模を縮小させて、図面に示している場所へ移設するもので、枠長1,080m、枠幅250m、沖出し距離1,540mを記載させていただきました。

次に、現行からの変更点について、ご説明いたします。

資料26頁をご覧ください。草案から変更点はありません。

移設が2ヶ統、廃統が11ヶ統となっております。

素案の説明は以上です。

先に提出しておりました草案について、本庁からの指示事項を御報告いたします。

釧路さけ定第2号について、移設による経営改善、操業効率化の効果及び他種漁業も含めた管内の漁業調整に関する資料を整理するよう指示がありましたので、引き続き関係者と協議の上、本庁へ回答していきたいと考えております。以上です。

十勝振興 局小川課 長

続きまして、十勝管内の漁場計画(素案)について、説明いたします。 資料3-3をご覧ください。

草案からの変更はなく、素案として協議いたします。

内容については、草案からの変更がないため、説明は省略いたします。 十勝管内の草案については、釧路管内と同様、前回の海区委員会での承 認後、本庁へ協議したところです。

資料18頁をご覧ください。

広尾さけ定第7号と第8号の移設統合について、移設統合による具体的な経営改善の効果を経営改善計画から整理する、また、他種漁業も含めた管内の漁業調整が整っていることを整理するとの本庁からの意見がありました。

このことについては、現在、関係者と協議を進めており、資料が整い次 第、本庁へ回答していきたいと考えております。以上です。

会 長

ありがとうございました。

次に、先ほど開催した切替小委員会の開催結果について、事務局より報告願います。

事務局

切替小委員会で協議した結果、「異論なし」と決定されましたので、報告いたします。

会 長

只今振興局からの説明、事務局から小委員会の結果報告がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

(な し)

会 長

それでは、議案第3号「釧路十勝海区漁場計画(第15次定置漁業権) (素案)」について、異論がない旨、振興局へ回答することとします。

次に、議案第4号「釧路十勝海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する 釧路十勝海区漁業調整委員会規程の制定について」を上程いたします。

なお、報告事項1「釧路十勝海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱 要綱の一部改正について」も本件に関連する事項となりますので、一括し て報告することとします。事務局より説明願います。

事務局

議案第4号「釧路十勝海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の廃止及び「個人情報の保護に関する法律の施行に関する釧路十勝漁業調整委員会規程」の制定について

報告事項(1)「釧路十勝海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱」の一部改正について

をご説明いたします。

議案第4号「「釧路十勝海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の廃止について」を資料4-1により、

「「個人情報の保護に関する法律の施行に関する釧路十勝海区漁業調整委員会規程」の制定についてを資料4-2により

関連して報告事項(1)の「「釧路十勝海区漁業調整委員会個人情報 保護事務取扱要綱」の一部改正について」を

それぞれ、ご説明いたします。

初めに、当委員会が定める関係規程については、全て国や北海道の関係法令や規則等を準用することになっております。

今回は、北海道の個人情報保護に関する条例が廃止されることから、 この条例を基に制定している当委員会の規程も廃止することとし、

今後は、国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに規程を制定するものであります。

資料4-1が廃止に係る告示文書で本委員会で了承された後、決裁を経て施行されます。

資料4-2が新たに国の個人情報の保護に関する法律に基づき制定される規程になりますが、これも当委員会で了承された後、決裁を経て施行されます。

報告事項(1)の資料の釧路十勝海区漁業調整委員会個人情報保護事務 取扱要綱の一部改正については、国の個人情報の保護に関する法律に基づ き新たに制定された規程に併せて、要綱の記載の内容が改正されるもので ありまして、改正された箇所が一目で判る様、アンダーラインを引いてお りますので、後ほど、お目通し願います。

以上、大変簡単ではありますが、説明を終わります。

会 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(な し)

会 長

特にご質問が無いようですので、議案第4号について、決定してよろしいでしょうか。

(は い)

会 長

それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第5号「北海道情報公開条例の施行に関する釧路十勝海区漁 業調整委員会規程の一部改正について」を上程いたします。

なお、報告事項2「釧路十勝海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」は本件に関連する事項となりますので、一括して報告することとします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第5号「北海道情報公開条例の施行に関する釧路十勝海区漁業調整 委員会規程」の一部改正について

報告事項(2)「釧路十勝海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱綱」 の一部改正について

をご説明いたします。

議案第5号「北海道情報公開条例の施行に関する釧路十勝海区漁業調整委員会規程」の一部改正についてを資料5により、

関連して報告事項(2)の「釧路十勝海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱」の一部改正についてをそれぞれ、ご説明いたします。

この度、北海道情報公開条例とともに道の関係規則が改正されたことから、当委員会の規程も改正し、併せて、この規程に基づき定めている事務取扱要綱も改正するというものであります。

具体的には、資料5の新旧対照表、3ページの中段の「第5条の2」にありますとおり、「北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告」という事項が新設された事などが追加され、

報告事項(2)の資料の事務取扱要綱は、取扱に配慮すべき個人情報の明確化を図るため、関係条項の追加や修正による一部改正を行うものであります。

また、資料については修正箇所が一目で判る様、アンダーラインを引いておりますので、後ほど、お目通し願います。

以上、大変簡単ではありますが、説明を終わります。

会 長

只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(な し)

会 長

特にご質問が無いようですので、議案第5号について、決定してよろしいでしょうか。

(は い)

会 長

それでは、そのように決定いたします。

次に、その他でありますが、「全国海区漁業調整委員会連合会(一般表彰)について」事務局より説明願います。

事務局

5月26日、東京で行われました全漁調連の総会において、表彰式が開催されましたが、受賞者の北島委員、山﨑委員、近藤委員が他用務により、欠席しております。

このたび、全漁調連事務局から感謝状と記念品の送付がありましたので、この場を借りて、伝達式を行いたいと思います。

それでは、川崎会長から贈呈いたします。

北島委員、山﨑委員、近藤委員は、こちらにお越しください。

会 長

おめでとうございます。

※受賞者へ感謝状及び記念品を授与

事務局

ありがとうございました。

会 長

本日予定の議題は以上です。その他として、委員の皆さんから何かありますか。

(な し)

会 長

事務局から何かありますか。

事務局

全漁調連の会報誌が届きましたので、配布させていただきました。 後ほどお目通し願います。

会 長

それでは、他になければ、以上で、本日の委員会を閉会します。 ご苦労様でした。